

2022年11月1日

公益社団法人日本透析医会
会員各位

公益社団法人 日本透析医会
会長 秋澤 忠男

透析医療機関の医師の働き方改革への対応に関して

2024年4月から医師の働き方改革関連の法律が施行されます。これにより、各医療機関は、勤務医の時間外労働の年間上限を原則960時間（一部、認められた医療機関は1,860時間）とすることが求められることとなります。

労働基準法第38条第1項において、労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算することとされており、労働基準法の時間外労働の上限規制が適用される労働者については、副業・兼業先の労働時間も含めて、時間外・休日労働が上限を下回っている必要があります。使用者は「自院での労働時間」と労働者の自己申告等により把握した「副業・兼業先での労働時間」も通算した上で、時間外・休日労働の上限を超えないようにする義務があります。

透析医療においては、夜間や土曜日などに透析治療を行う必要があることから、多くの医療機関が、大学病院や他の病院などから非常勤の医師の派遣をうけ業務を行っている現状があります。しかし派遣元の医療機関が、医師の働き方改革への対応として、派遣医の労働時間の管理をする上で時間外上限を超えてしまう場合、今までどおり非常勤医の派遣を受けられなくなる可能性があります。

2024年度からの医師の働き方関連の法施行を前に、一度、非常勤医として派遣され勤務されている医師に、2024年度以降も、継続的に派遣をいただけるかご確認いただきますようお願いいたします。

なお、労働基準法には「宿日直許可」という制度があります。労働基準監督署長の許可を受けた場合には、その許可の範囲で、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となります。例えば夜間透析時間の勤務に関して、宿日直許可が得られた場合、その時間の労働は労働時間規制から外れることとなり、派遣元の医療機関の労働時間管理上も有利となります。

これまで医療機関では、病院、有床診療所が夜間帯の当直のために宿日直許可を取得する一方、無床診療所が宿日直許可を取得することは稀でしたが、今回の働き方改革に関連して、派遣元の病院（大学等）から、非常勤医派遣の継続のためには宿日直許可を取得して欲しいと要望される可能性があります。

その場合には、各都道府県に設置されている勤務環境改善支援センターなどに相談し、対応をご検討いただきますようお願いいたします。